

NPOとのパートナーシップに関する 海外の制度について

米国のコミュニティ開発包括補助金 (CDBG)

コミュニティ開発包括補助金とは

コミュニティ開発包括補助金 (CDBG : Community Development Block Grant) とは、米国連邦政府の住宅都市開発庁 (HUD) が管轄するコミュニティ開発のための補助金。もともとあった 10 のコミュニティ開発に関する個別補助金が、1974 年に制定された「住宅・コミュニティ開発法」によって 1 つの包括補助金に統合され、1975 年に施行された。連邦政府の最大規模の補助金の 1 つで 2001 年度は総額 51 億ドル。

目的

1. 低中所得者への恩恵
2. 街のスラム化や衰退の防止
3. 緊急なニーズへの対応

広範な CDBG の対象範囲

上記の目的に合致し、CDBG の規則に従えば、用途は受け取った自治体に完全にまかされる。そのために、CDBG で行われるプロジェクトは、低中所得者のための住宅供給、福祉施設の建設、公園建設、移民への支援、ホームレスへの支援、低中所得者のために営利企業が行う雇用創出のための事業など幅広い分野で行われ、地域ニーズに合わせて事業を行うことができる。

コンプラン

HUD には CDBG 以外にも 4 つの補助金があり、補助金を申請する自治体は CDBG と他の補助金を合わせた 3~5 年間の「統合計画書 (Consolidated Plan)」(略称 ConPlan : コンプラン) を作成する。コンプランによる統合によって、自治体は補助金の申請、報告を一括して行え、コミュニティ開発に関する計画の優先順位と中期的な計画を明らかにできる。

市民参加

CDBG を受け取る自治体は「市民参加計画書 (Citizen Participation Plan)」を作成しなければならない。これに従って、公聴会での市民のニーズ把握や事業評価、市民が意見を提出するためのコンプラン原案の公表、コンプラン策定過程での市民の意見の検討などの手続きが行われる。市民の意見の要約および採用されなかった意見とその却下理由もコンプランの最終版に添付される。

NPO とのパートナーシップ

自治体がコンプランと合致する NPO の事業に対して、CDBG を原資として補助金として出す場合がある。この際に NPO は補助金を当該事業の事務所経費や管理費として使用することもできる。

参考資料

- ・『米国の包括補助金制度から考える「NPO と自治体の協働のしくみ」』 シーズ = 市民活動を支える制度をつくる会(C's) 編集・発行 2001 年 3 月
- ・川村研治「アメリカのコミュニティ開発包括補助金制度に見る NPO と行政の協働」『たあとる通信』4 号 アリスセンター編集・発行 2001 年 11 月

政府とNPO のパートナーシップに関する覚書 英国のコンパクト

コンパクトとは

英国では非営利セクターを「ボランティア・セクター」と呼んでいる。ボランティア・セクターと政府が協議し、協働で作成したのが、1998年にブレア政権とボランティア・セクターとの間で締結された合意文書、「コンパクト (Compact)」である。

コンパクトは、政府とボランティア・セクターとがパートナーシップを組んで社会の向上を目指すために、両者のコミットメント、役割分担といった枠組みについて記載している。法的拘束力はない。しかし、政府がボランティア・セクターに対して積極的に支援していくという方向性、および両者のパートナーシップの枠組について成文化されたのは初めてであり、ボランティア・セクターでもこれを評価している。

コンパクトは「結論」ではなく「出発点」とされ、毎年実施状況について政府とボランティア・セクターの双方で会合を開いて検討を行い、報告書が作成されている。

政府とボランティア・セクターのコミットメント

コンパクトにおける政府からボランティア・セクターへの約束

- ・ボランティア・セクターの独立性の認識・支援
- ・長期的かつ透明な資金援助
- ・政策の諮問・実施・評価への参加の保証
- ・コンパクトの影響力の徹底

コンパクトにおけるボランティア・セクターから政府への約束

- ・資金・運営の明確化
- ・政策諮問への参加
- ・運営・提供サービスの質の向上

コンパクト実施のための行動規範 (Code of Conduct)

コンパクトは一般的な原則、枠組みを述べたものであり、その実施のために具体的な運用指針である「行動規範」が作成されている。これまでに「資金」、「諮問」、「黒人およびエスニック・マイノリティ」、「ボランティア」に関する行動規範が作成されている。

ローカル・コンパクト

地方自治体においても「ローカル・コンパクト」の作成が奨励され、「ローカル・コンパクト・ガイドライン」も作成されている。

参考・引用資料

- ・『第4回イギリスのNPO/NGO活動調査報告 英国・NPOの「第三の道」～慈善から起業支援へ～』 市民フォーラム21・NPOセンター編集・発行(コンパクトの完訳を掲載)
- ・『海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査』編集経済企画庁国民生活局編 大蔵省印刷局 1999年
- ・NCVO(英国のNPO コンパクトに関する情報を多数掲載) <http://www.ncvo-vol.org>

ドイツの連邦自然保護法における NGO の参加に関する規定

1976年に制定（1993年、2002年に改定）されたドイツの連邦自然保護法 29 条には、環境 NGO の参加に関する規定がある。

1．承認団体に認められた参加の機会

同条で規定された要件を満たし、承認された環境 NGO（以下、承認団体）には、次の事項について、意見を表明する機会、専門の報告書を閲覧する機会が与えられる。

自然保護と景観保全を担当する官所の命令および同法律に基づく他の法規の準備段階法的に個人の義務に関係する限り、自然保護法 5 条・6 条の景観プログラムと景観プランの準備にあたって

自然保護地域と国立公園の保護に関する禁止と命令の解除にあたって

同法 8 条の意義における自然と景観に対する侵害を含む事業計画の確定手続の中で

さらに、2002 年 4 月施行の改定により、承認団体には団体訴訟の出訴資格が与えられることになった。（団体訴訟に関しては、州レベルでは、これまでも認めている州もあった）

2．承認団体の要件

環境 NGO の定款によって、自然保護と景観保全を主たる目的とし、利益を目的としないこと
存続期間の定めのないこと

環境 NGO の定款により、少なくとも 1 つの州の全域を含む活動範囲をもっていること
環境 NGO が、団体の今までの活動の種類や範囲、メンバーならびに団体の過去の実績から見て、その目的達成のため活動していることを示す十分な証拠があること

法人税法 5 条 1 項 9 号により法人税を免除されていること

環境 NGO の目的を支持する者なら誰でも入会が可能のこと

3．承認団体の認可

上記の「参加の機会」で意見を表明できる承認団体の認可は、州法による自然保護関連の官庁によってなされる。

州の領域を越えて、連邦の計画など、全国規模で活動する環境 NGO に対する認可は、連邦の環境・自然・原子力安全省（環境省）によってなされる。

98 年 5 月現在、上記に該当する全国規模の環境 NGO は 20、州認可の NGO は 115 ある。

参考・引用資料

- ・日本弁護士連合会・公害対策環境保全委員会編『21世紀をひらく NGO・NPO』明石書店 2001 年
- ・山村恒年編『環境 NGO その活動・理念と課題』山村恒年編 信山社 1998 年
- ・EIC ネット 海外ニュース 2002.04.11 ドイツ 「改正自然保護法を施行」